

# 令和3年度予算編成方針

## 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済は極めて厳しい状況にある。緊急事態宣言解除により、景気の持ち直しの動きもみられるものの、冬にかけて再び感染者数が増加する可能性があり、終息の見通しが立たない状況である。

月例経済報告によれば、日本経済は依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動に十分留意する必要があるとしている。

このような中、国は「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行い、あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するなどとしている。

## 2 本市の財政状況と見通し

本市は、将来にわたって健全な財政運営を維持し安定した行政運営を確保するため、「関市健全な財政運営に関する条例」に規定された財政運営のルールに基づき財政の健全化に努めている。

令和元年度一般会計等において市の財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの健全化判断比率は、いずれも国が定める早期健全化基準を大きく下回り健全な状態にある。しかし、感染拡大による景気の落ち込みの影響により、歳入の根幹である税収の大幅な減少が予想され、今後はその動向に一層注視する必要がある。

また、歳出では、感染症の防止対策を行うとともに、市民生活を守り、経済活動を支える対策が必要となってくる。近年の異常気象による豪雨災害や大規模地震に対する防災対策、コロナ禍での避難所対策などの課題にも対処していく必要がある。

このため、限られた財源を有効に活用するため、職員自らが市政や市の財政状況を常に認識しつつ、これまで以上に事業の緊急度、重要度を見極める必要がある。

### 3 基本方針

#### (1) 関市第5次総合計画の推進

第5次総合計画の基本構想に掲げる将来都市像『「産業」を鍛え、「学び」を伸ばし、「文化」を磨き、未来を切り拓く「協働」のまち』の実現を目指すため、第4期実施計画事業について、可能な限り優先的に財源を配分し、着実かつ加速的に推進する。

#### (2) 重点的・戦略的に推進する施策

第5次総合計画の着実な推進に向けて、次の項目を重点的・戦略的に推進すべき施策として財源を重点的に配分する。

##### 《 重点的・戦略的に推進する施策 》

- 1 「安全・安心への備えの充実」に関する施策
- 2 「ICTを活用したまちづくりの推進」に関する施策
- 3 「地域経済力の強化」に関する施策

#### (3) 持続可能な行財政運営

厳しい社会経済状況においても、限られた財源の中で「選択と集中」の予算配分を行い、必要な施策・事業の着実な推進と財政健全化による持続可能な行財政基盤の構築の両立に向けた財政運営を進めることが必要である。将来においても安定した財政を堅持し、かつ重点的・戦略的に推進すべき施策を具現化するため、第5次総合計画基本構想における「持続可能な行財政運営を行う」を念頭に置いた予算編成を行う。

### 4 予算要求における留意事項

#### (1) 基本事項

ア 予算編成については、昨年同様に枠配分方式を採用し、一般財源を各部等に配分する。各部等においては、市民ニーズや費用対効果などを勘案し査定的調整を行うとともに、ゼロベースからの見直しや優先度により事業の取捨選択を行うなど、部内調整機能の強化に努めること。

- イ 「関市自治基本条例」の理念を具現化し、実効性を高めるため、施策・事業の実施については、協働という視点で点検し、手法や手段の見直しを行うこと。
- ウ 働き方改革を推進し、限られた人員の中で生産性を向上させ、業務の効率化を図る観点から、A I（人工知能）やR P A（ソフトウェアロボットによる業務自動化の取組）の活用を検討すること。
- エ 新型コロナウイルス感染症対策については、感染状況に注視し、新しい生活様式を踏まえた方法での事業実施を検討すること。

## （2）歳入に関する事項

- ア 国庫支出金や県支出金については、国・県の動向や予算情報を的確に把握し、有効と認められる補助制度については、必ず活用すること。
- イ 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢や税制改正等を十分見極め、年間収入を見込むこと。
- ウ 市の有する債権については、一層の効率的かつ適切な管理により、公債権・私債権ともに滞納額の縮減に努めること。特に、悪質な滞納案件については、早期に徹底した財産調査を行い、法令に基づいた可能な限りの回収に努めること。
- エ 使用料については、市民負担の公平性の観点から「使用料等の設定基準」及び「施設使用料の減額及び免除に関する共通基準」に基づき、受益と負担の適正化を図ること。

## （3）歳出に関する事項

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響により歳入の減少が見込まれることから、より効果的な事業に資源（予算・人・時間）を重点的に配分するため、スクラップ・アンド・ビルドを前提とし、多額の不用額が生じている事業は、例年以上に廃止や休止を含めた施策・事業の見直しを行うこと。
- イ 限られた財源を必要な事業に重点配分するため、事業の緊急性や必要性、費用対効果を見極めて優先順位付けを行い、事業を採択すること。
- ウ 公共施設の長寿命化などの大規模改修については、公共施設再配置計画及び公共施設等総合管理計画に基づき、十分な検討を行い、真に必要なものに限ること。

エ 生活インフラ施設の整備については、安全・安心の確保を最優先に計画的な維持管理を進めるとともに、単年度にかかる費用を出来る限り平準化し、財政負担の軽減を図ること。

オ 補助金等の適正な運用を図るため、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、実績を評価したうえで、公益性、費用対効果、補助率等について十分に精査・検証し、見直しを行うこと。また、団体運営補助である一般補助は、事業補助への切替えを進めること。

カ きめ細やかに市民生活を応援するため、行政サービスに対する市民ニーズを把握し、施策・事業の予算化に努めること。

#### (4) 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じた予算編成とし、適正な収入の確保とともに事務事業の合理化や経費節減に努めること。

企業会計については、独立採算を前提に一層の経営の合理化・効率化を推進し、経費節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めること。

## 5 説明責任等

市政運営の透明性を高めるため、市民に対する説明責任を果たすこと。また、新規事業や拡大・縮小する事業については、各種統計や客観的なデータを活用した分析を行い、費用対効果等その根拠について、数値を用いて見える化すること。